【10 月 26 日審議会からの修正点】（赤字部分）
①法人における改定状況を正確に記載するため、文言を修正
②民間給与上昇率の出典を追記

資料２

指定出資法人の役員報酬水準の見直し（案）について

◆ 生産年齢人口が減少する中、近年、民間企業では人材確保競争が激化し、従業員等の給与等を引き上げる動きがみられたため、令和５年度以降、役員の報酬水準の見直しを行った。

・**令和５年度** 直近３か年（R1⇒R3）の正社員給料等上昇率（3.2%）を参考に 3%引き上げ
見直し前：700 万円～1,050 万円 ⇒ 見直し後：730 万円～1,080 万円（R6 年度から適用）

・**令和６年度** 直近２か年（R4⇒R5）の正社員給料等上昇率（3.0%）を参考に 3%引き上げ
見直し後：760 万円～1,110 万円（R7 年度から適用）

・**令和７年度** 直近１か年（R5⇒R6）の正社員給料等上昇率（2.7%）を参考に 2.7%引き上げ
見直し後：780 万円～1,130 万円（R8 年度から適用）

※正社員給料等上昇率：国税庁「民間給与実態統計調査 給与額（正社員）」の給料・手当（企業規模合計）による

◆ これらの見直しを受けた、法人における改定状況を確認したところ、対象ポストを有するすべての指定出資法人において、令和 ７ 年度に見直しを行った報酬基準額どおりに役員報酬額を引き上げる改定が行われていた。【参考資料１】

◆ また、見直し後に実施された直近２年度の役員公募においては、報酬基準と応募状況との間に明確な関連性は見られないものの、民間企業等の給与や役員報酬が上昇基調にある中においても、応募者がゼロとなったポストは生じていない。一方で、複数の応募者を確保できる状況には至っていない。【参考資料２】

◆ 近年、民間企業においては、人材確保等を目的とした大幅な賃上げが進んでおり、現行の報酬水準のままでは、指定出資法人において必要な人材の確保が困難となるおそれがあることから、民間企業の給与上昇率等をもとに、報酬水準について、以下のとおり見直しを実施することとする。

見直し案

現行の報酬水準を引き上げ、令和９年度から適用する。

＜役員報酬水準＞

現行：780 万円～1,130 万円 ⇒ 見直し後：800 万円～1,150 万円

【見直しの考え方】

・報酬水準については、直近１か年の民間給与等の上昇率を基に見直し、令和９年度から適用
令和６年度➡令和７年度の正社員給料等の上昇率 3.0%（※）【参考資料３】⇒ 3.0%引き上げ

・具体的な報酬額については、現在の報酬基準の最低額（現在 780 万円）に対して見直しを実施し、25 万円刻みで報酬額を設定

・今後も民間等の実態に合わせ、必要に応じて見直しを検討

※国税庁「民間給与実態統計調査 給与額（正社員）」の給料・手当（企業規模合計）より（標本事業所数：27,420【R7】）

見直し後の評価点数との対応

点数	報酬額		点数	報酬額	
	見直し前	見直し後		見直し前	見直し後
10～12 点	1,130 万円	**1,150 万円**	6 点	930 万円	**950 万円**
9.5 点	1,105 万円	**1,125 万円**	5.5 点	905 万円	**925 万円**
9 点	1,080 万円	**1,100 万円**	5 点	880 万円	**900 万円**
8.5 点	1,055 万円	**1,075 万円**	4.5 点	855 万円	**875 万円**
8 点	1,030 万円	**1,050 万円**	4 点	830 万円	**850 万円**
7.5 点	1,005 万円	**1,025 万円**	3.5 点	805 万円	**825 万円**
7 点	980 万円	**1,000 万円**	3 点	780 万円	**800 万円**
6.5 点	955 万円	**975 万円**	-	-	**-**

見直し後の役員報酬基準

法人名	役職名	現行報酬基準	新報酬基準
（公財）大阪国際平和センター	業務執行理事　※３	788 万円	**807 万円**
（株）大阪国際会議場	専務取締役　※1	824 万円	**840 万円**
（公財）大阪府国際交流財団	常務理事　※３	836 万円	**855 万円**
大阪信用保証協会	理事長	1,130 万円	**1,150 万円**
（一財）大阪府みどり公社	理事長	930 万円	**950 万円**
（株）大阪鶴見フラワーセンター	代表取締役社長	905 万円	**925 万円**
（株）大阪鶴見フラワーセンター	常務取締役　※1	724 万円	**740 万円**
（公財）大阪府都市整備推進センター	理事長	980 万円	**1,000 万円**
（公財）大阪府都市整備推進センター	常務理事　※1	784 万円	**800 万円**
大阪府道路公社	理事長	930 万円	**950 万円**
大阪府道路公社	専務理事　※1	744 万円	**760 万円**
大阪モノレール（株）	代表取締役社長	1,030 万円	**1,050 万円**
大阪モノレール（株）	代表取締役専務　※2	927 万円	**945 万円**
大阪モノレール（株）	常務取締役　※1	824 万円	**840 万円**
大阪外環状鉄道（株）	代表取締役社長	905 万円	**925 万円**
大阪外環状鉄道（株）	常務取締役　※1	724 万円	**740 万円**
大阪府土地開発公社	理事長	880 万円	**900 万円**
大阪府土地開発公社	常務理事　※1	704 万円	**720 万円**
堺泉北埠頭（株）	代表取締役社長	1,005 万円	**1,025 万円**
堺泉北埠頭（株）	常務取締役　※1	804 万円	**820 万円**
大阪府住宅供給公社	理事長	1,030 万円	**1,050 万円**
大阪府住宅供給公社	常務理事　※1	824 万円	**840 万円**
（公財）大阪府育英会	理事長	930 万円	**950 万円**

※１　法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を２０％引下げ

※２　法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、
若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者については、報酬基準より報酬額を１０％引下げ

※３　法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を５％引下げ